

納税猶予の「取り消し」となるケース

主な取り消し事由	5年間	一生涯
先代経営者が代表者に復帰	○（贈与の場合）	—
後継者が代表者を退任	○	—
雇用要件の未達成	○（要報告書）	—
同族グループの議決権が50%以下となる	○	—
受贈株式が議決権制限株式となる	○	—
受贈株式を譲渡する	○	○一部打ち切り
後継者以外が黄金株を所有	○	—
会社が解散	○	○
上場会社・風俗営業会社になる	○	—
税法上の資産保有型会社・資産運用型会社になる （6か月以内に解消すれば取消事由ではない）	○	○
総収入金額がゼロに	○	○
資本金・資本準備金を減少させた	○	○
認定の取消申請・猶予取りやめ届出をした	○	—
年次報告をしなかった	○	—
3年ごとの継続届出書を提出しなかった	○	○

